

令和3年4月22日
相模原市発表資料

「九都県市一斉自転車マナーアップ強化月間」の実施について

九都県市（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市、相模原市）で構成する首都圏自転車安全利用対策協議会が、自転車の安全利用を促進するため、九都県市一斉自転車マナーアップ強化月間を実施しますので、お知らせします。

詳細につきましては、別紙のとおりです。

1 実施期間

令和3年5月1日（土）～5月31日（月）

2 重点項目

「自転車交通ルールの遵守とマナーの向上」

「自転車点検整備の促進と自転車損害賠償保険等の加入義務の周知徹底」

3 市の主な取組

- （1）交通安全教室の実施
- （2）ホームページや広報さがみはら（5月1日号）への記事の掲載
- （3）庁内放送や動画広告を活用した啓発
- （4）自転車マナーアップポスターの自転車駐車場での掲示
- （5）2021 ツアー・オブ・ジャパン相模原ステージ（5月29日）における「相模原市安全に安心して自転車を利用しようよ条例」の啓発



問い合わせ先
交通・地域安全課
電話 042-769-8229(直通)

「九都県市一斉自転車マナーアップ強化月間」について

1 目的

自転車月間推進協議会が主唱する「自転車月間」に合わせ、自転車の交通ルールの遵守とマナーの向上について、広く市民に普及、浸透を図る取組を推進することにより、自転車に関係する交通事故の防止を図ることを目的とする。

2 実施期間

令和3年5月1日（土）から5月31日（月）までの1か月間

3 スローガン

「自転車も のれば車の なかまいり」

4 重点項目

「自転車交通ルールの遵守とマナーの向上」

「自転車点検整備の促進と自転車損害賠償保険等の加入義務の周知徹底」

5 市等の役割

（1）市

ア 具体的な取組計画を策定し、関係機関・団体等との連携を密にし、支援協力体制を保持するとともに、自転車安全利用を推進する。

イ 関係機関・団体等との連携による交通安全教育、街頭キャンペーン、街頭指導活動等の自転車交通安全活動を展開・支援する。

ウ 各種広報媒体による広報やキャンペーン等により、自転車の安全な利用に関する啓発・広報活動を積極的に実施する。

（2）警察

ア 自転車利用者に対する街頭指導活動を実施し、悪質違反者の積極的な検挙に努める。

イ 各年齢層に応じた参加体験型の交通安全教育を積極的に実施する。

ウ 関係機関・団体等へ交通事故分析資料等を積極的に提供し、地域の実態に即した事故防止活動を推進する。

（3）教育関係機関

ア 交通安全教育の推進を図るとともに、特に自転車の安全な利用に関する指導の充実に努める。

イ 自転車の安全な利用について、保護者に呼び掛け、家族で話し合うことを奨励する。

（4）関係機関・団体等

組織の特性に応じた自転車の安全な利用を促進する取組を実施する。

6 期間中における本市の主な取組

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、主として広報紙などを活用した周知・啓発活動に取り組む。

(1) 交通安全教室の実施

小学校、中学校、高等学校等を対象とした、防犯交通安全指導員による自転車実技等の交通安全教室の実施を通じ、「相模原市安全に安心して自転車を利用しようよ条例」の内容を周知・啓発し、自転車交通ルールの遵守を呼び掛ける。

(2) ホームページや広報さがみはら（5月1日号）への記事の掲載

市ホームページや広報さがみはら（5月1日号）に、自転車事故に備えた保険等の加入義務の周知やマナーアップに関する記事を掲載する。

(3) 庁内放送や動画広告を活用した啓発

庁内放送や動画広告により、市役所来庁者に自転車マナーアップを呼び掛ける。

(4) 自転車マナーアップポスターの自転車駐車で掲示

市内自転車駐車場において、自転車マナーアップポスターを掲示し、周知を図る。

(5) 2021 ツアー・オブ・ジャパン相模原ステージ（5月29日）における「相模原市安全に安心して自転車を利用しようよ条例」の啓発

フィニッシュ地点でブースを出展し、自転車シミュレーター体験、「相模原市安全に安心して自転車を利用しようよ条例」に関するチラシ配布等を実施する。